

5 輸国第3390号

関税割当公表第TRQ-JP6号

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定に基づく令和6年度のホ
エイの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関
する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定
に基づき、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「日米貿易協定」と
いう。）に基づく割当ての対象となるホエイの関税割当てに関する事項を下記の
ように定めます。

。

令和5年12月14日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（0404.10-125、0404.10-135、0404.10-145、0404.10-165、
0404.10-185、0404.90-118、0404.90-128、0404.90-138）

(1) 無機質を濃縮したホエイ

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定附属書I第B節第3款8に掲げ
るTRQ-JP6のホエイであって、関税定率法別表第0404.10号の1に掲げる物品
のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17
条第1項（指定乳製品等の輸入）に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び
同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの以外のもの

で、かつ、無機質を濃縮したホエイであって、関税割当制度に関する政令別表第0404.10号の項で定める無機質を濃縮したホエイに係る数量以内のもの以外のもので、灰分の含有率が11%以上のもの。（関税分類番号0404.10-125、0404.10-165）

(2) ホエイパーミエイト

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定附属書 I 第 B 節第 3 款 8 に掲げる TRQ-JP6 のホエイであって、関税定率法別表第 0404.10 号の 1 の (1) に掲げる物品のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 17 条第 1 項 (指定乳製品等の輸入) に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令別表第 0404.10 号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令第 1 条 (配合飼料の指定) に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの並びに同表第 0404.10 号及び第 0404.90 号の項で定める数量以内のもの以外のもので、たんぱく質の含有率が 5%未満のもの。（関税分類番号 0404.10-135、0404.10-145）

(3) 乳幼児用調製粉乳用ホエイ

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定附属書 I 第 B 節第 3 款 8 に掲げる TRQ-JP6 のホエイであって、関税定率法別表第 0404.10 号の 1 に掲げる物品（独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 17 条第 1 項 (指定乳製品等の輸入) に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの、無機質を濃縮したホエイ並びに関税割当制度に関する政令別表第 0404.10 号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令第 1 条 (配合飼料の指定) に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のものを除く。）及び関税定率法別表第 0404.90 号の 1 に掲げる物品（関税割当制度に関する政令別表第 0401.10 号、第 0401.20 号、第 0401.40 号、第 0401.50 号、第 0403.20 号、第 0403.90 号、第 0404.90 号、第 1806.20

号、第1806.90号、第1901.10号、第1901.20号、第1901.90号、第2101.12号、第2101.20号、第2106.10号及び第2106.90号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの並びに同令別表第0404.10号及び第0404.90号の項で定める数量以内のもの以外のもので、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの。(関税分類番号0404.10-145、0404.10-185、0404.90-118、0404.90-128、0404.90-138)

2 合計割当数量 7,400 t

3 通関期限 令和7年3月31日

第2 関税割当申請書の受付の担当課 (以下「受付担当課」という。)

農林水産省畜産局牛乳乳製品課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

1 提出期間 (直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。)

(1) 令和6年1月9日(火)から同年2月5日(月)まで

(2) 令和6年7月16日(火)から同年7月22日(月)まで

(3) 令和6年12月10日(火)から同年12月16日(月)まで

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間にあつては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日(火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。)までに返還された割当数量の合計(以下「割当可能数量」という。)が1t以上ある場合にのみ関税割当申請書等を提出することができる。

なお、(2)及び(3)に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日(火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。)の午後2時までに農林水産省ホームページ(以下「当省ウェブサイト」という。)において公表する。

2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

次の全ての要件を満たす者

1 無機質を濃縮したホエイ及びホエイパーミエイト

- (1) 割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人、これらの者を構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であることについて、法人にあつては登記事項証明書の目的欄、法人格を有さない団体にあつては団体規約の目的欄、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出できる者
- (2) 前年度又は本年度において、第13の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

2 乳幼児用調製粉乳用ホエイ

- (1) 関税割当申請書を提出する日において、乳幼児用の調製粉乳の製造設備を有する者であつて、割当てを受けた乳幼児用調製粉乳用ホエイを乳幼児用の調製粉乳の製造用原料として使用することが確実と認められる者
- (2) 前年度又は本年度において、第13の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1又は2の方法により提出することができる。

1 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班 宛

2 電子メールによる提出

件名を「TWQ-JP6関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載する。

なお、第4の1の各提出期間の最終日については、提出時間を午後3時までとする。

(宛先)

kanzeiwariate_dairy_maff@maff.go.jp

第7 提出書類等

1 申請時に提出する書類

- (1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）
 - (2) 輸入商品及び輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式1-1）
 - (3) 関税割当てに関する誓約書（別記様式1-2）
 - (4) 割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図
乳幼児用調製粉乳用ホエイを申請する場合に提出する。
 - (5) 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（法人格を有さない団体の場合は団体規約の写し、個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））
- (4)及び(5)については、以前に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において、内容に変更のない場合は添付を必要としない。

2 申請時に提出の必要はないが必ず備えておくべき書類

- (1) 割当対象物品を特定の販売先に販売する者
 - ア 輸入許可通知書
 - イ 輸出元との売買契約書。自ら輸出元と売買契約を行わない場合は、輸入を依頼した商社等との売買契約書
 - ウ 販売先との売買契約書
 - エ 販売先の使用目的を記載した販売先一覧表（様式任意）
- (2) 割当対象物品を店舗、ECサイト等において不特定の販売先に販売する者

ア 輸入許可通知書

イ 輸出元との売買契約書。自ら輸出元と売買契約を行わない場合は、輸入を依頼した商社等との売買契約書

ウ 販売店舗・ECサイトの一覧表（様式任意）及び販売の様子がわかる資料（店舗名が写っている外観の写真、ウェブページの印刷等）

(3) 割当対象物品を他者に販売せず自ら使用する者

ア 輸入許可通知書

イ 輸出元との売買契約書。自ら輸出元と売買契約を行わない場合は、輸入を依頼した商社等との売買契約書

ウ 食品等の製造製品等一覧表（様式任意）

2の書類については関税割当てを受けた年度を含め5年間保存するものとする。

第8 申請上限数量及び割当基準

1 第4の1の(1)に掲げる期間

1 申請者当たりの申請数量は、740 t 又は令和6年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。（合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。）

なお、抽選の実施については、令和6年2月8日（木）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第4の1の(2)及び(3)に掲げる各期間

第4の1の(2)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、740t、使用(販売)計画数量(令和6年8月初日から令和7年3月末日までの間)又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限、第4の1の(3)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用(販売)計画数量(令和7年1月初日から同年3月末日までの間)又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。なお、1つの使用(販売)計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。(割当可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に割当可能数量の残数量を割り当てる。)

なお、抽選の実施については、第4の1の(2)に掲げる期間に行われた申請にあつては令和6年7月25日(木)午後2時まで、第4の1の(3)に掲げる期間に行われた申請にあつては令和6年12月19日(木)午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

3 令和4年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた割当対象品目の割当数量(複数回割当てを受けた場合にはその合計割当数量)と関税割当証明書によって確認された同年度の通関数量(複数回割当てを受けた場合にはその合計通関数量)から算出される消化率が9割未満の者の令和6年度における申請可能な数量(※)の合計は、令和4年度の消化率の算出に用いた通関数量を同年度の関税割当証明書の発給月から年度末までの月数(発給月は1月と数える。複数回の割当てを受けた場合は、割当期間が最も長い証明書の月数とする。)で除し、本年度の関税割当証明書の発給予

定月から年度末までの月数（発給予定月は1月と数える。）を乗じた数量を限度とする。なお、算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。ただし、令和4年11月22日（火）までに返還された割当数量は、消化率計算において、同年度に割当てを受けた数量に含めないものとする。

（※）令和6年度の割当てにおいて抽選により削減され又は外れた場合、その削減され又は外れた数量は含めない。

第9 割当結果の通知及び関税割当証明書の交付

- 1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の4月1日付で発給する（ただし、令和5年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者は、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。）ものとし、第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

なお、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、当該年度の4月1日（行政機関の休日の場合はその直前の開庁日）までに連絡するものとする。第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

- 2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日（第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。

第10 公表

- 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。

- (1) 割り当てた数量

- (2) 返還された数量
 - (3) 消化（割当）率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量）
 - (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）
 - (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。）

第11 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定め違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 関税割当証明書の返納

- 1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。
- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
 - (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
 - (3) 割当数量を全て消化したとき。
 - (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
 - (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。

(1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別記様式2)

(2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」(経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について(平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。)記載要領様式第1)

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第13 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項(以下「違反等事項」という。)に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者(以下「違反等事項該当者」という。)に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない(以下「効力及び交付停止措置」という。)こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに関税割当てに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当て申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当て証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当て証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第14 その他

- 1 書面による提出において、関税割当て申請書及びその他の添付書類の提出部数並びに割当て数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当て申請書等の記載、関税割当て証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当て証明書の再交付等に関する手続については、記載要領によるものとする。
- 3 関税割当て証明書の有効期間については、関税割当て証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 令和6年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全ての割当て対象物品の関税割当て証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率（注）が9割未満の者は、令和8年度における申請可能な数量（※）の合計は、原則として令和6年度の消化率の算出に用いた通関数量を同年度の関税割当て証明書の発給月から年度末までの月数（発給月は1月と数える。複数回の割当てを受けた場合は、割当期間が最も長い証明書の月数とする。）で除し、令和8年度の関税割当て証明書の発給予定月から年度末までの月数（発給予定月は1月と数える。）を乗じた数量を限度とする。なお、算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

(※) 令和8年度の割当てにおいて抽選により削減され又は外れた場合、その削減され又は外れた数量は含めない。

ただし、令和6年11月19日（火）までに返還された割当数量は、消化率計算の対象としない。

(注)
$$\text{消化率} = \frac{\text{令和6年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和6年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

- 5 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 6 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、求めに応じて第7の2の書類及び関連する書類を提出した上で、当該調査に協力しなければならない。当該調査に協力しないことは、違反等事項の2に該当する。